短期入所生活介護等利用案内（重要事項説明書）

令和８年８月１日

１．事業者

［事業者名称］　　社会福祉法人　八千代美香会
［法人所在地］　　千葉県八千代市村上６４１
［代表者氏名］　　理事長　　綱島　照雄
［電話番号］　　０４７－４８２－８６７０

２．ご利用施設

［施設名称］　　ちば美香苑ショートステイサービス
［指定番号］　　千葉県知事指定　第１２７０４００２７６号
［施設所在地］　　千葉市若葉区佐和町３２２番地８８
［施設長氏名］　　渡辺　繁
［サービス提供責任者］　白井　一久（生活相談員）
［電話番号］　　０４３－２２８－３８４８

３．ご利用施設であわせて実施する事業

介護老人福祉施設　　認知症対応型共同生活介護事業
居宅介護支援事業　　地域包括支援センター
通所介護事業　　介護予防通所介護事業

４．事業の目的と運営の方針

［事業の目的］

介護保険法の理念に基づき、施設に短期間入所する要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）の者に対し、居宅サービス計画又は介護予防支援計画（以下「居宅サービス計画等」という）に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話等を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

［施設運営の方針］

１）施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態等の悪化防止に資するよう運営するものとする。

２）施設は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という）を作成するものとする。

３）施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５．施設の概要（長期入所等の事業を含む）

＜開設＞　平成６年４月　＜利用定員＞　１８名

＜敷地＞　７７３４㎡　　＜建物面積＞　２４２８㎡

＜建物構造＞　鉄筋コンクリート造２階建（耐火建築）

１）居室

個　室：	６部屋	（一人当たり面積 9.13 ㎡）
２人室：	７部屋	（一人当たり面積 8.70 ㎡）
４人室：	１２部屋	（一人当たり面積 8.41 ㎡）

２）主な設備

食堂：	１室（１５３．１２㎡）	静養室：	１室
機能訓練室：	１室（３７．８４㎡）	サービスステーション：	５室
医務室：	１室（２３．２０㎡）	一般浴室：	２室
洗濯室：	１室	デイルーム：	１室
特別浴室：	１室（家庭浴槽併設）	スプリンクラー：	全館
中間浴室：	１室	冷暖房：	全館

３）職員（長期入所生活介護利用者の為の職員を含む）

職種	員数	勤務体制など
施設長 副施設長 生活相談員 介護支援専門員 管理栄養士 事務員	１ １ １以上 １ １ １以上	日勤　　９：００～１８：００
宿直員	１以上	夜勤　　１７：４５～９：００
看護職員	２以上	早番　　８：３０～１７：３０ 日勤　　９：００～１８：００ 遅番　　９：３０～１８：３０
介護職員	２１以上	早番　　７：３０～１６：３０ 日勤　　９：００～１８：００ 遅番　１０：００～１９：００ 夜勤　１７：００～１０：００
機能訓練指導員	（１）	原則として毎月２回土曜日の午後
医師	（１）	原則として週１回（午後から）

（　　）は非常勤・嘱託

６．　ご利用いただける方

市町村の行う要介護認定又は要支援認定にて要介護状態等と認定された方で、居宅サービス計画等に短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という）の利用が計画されている方。かつ、入院治療を必要とせず、他に感染する恐れのある疾患がない方。

７．ご利用方法

重要事項をご説明した上で利用契約を締結し、居宅サービス計画等に組み込まれている当施設短期入所生活介護等の利用日にご利用いただけます。

８．介護保険給付対象サービス

１）食事介助

食事時間は朝食８時、昼食１２時、夕食１８時です。歯の具合や健康状態によって主食はごはんと全粥、おかずは常食・きざみ・極きざみ・ミキサー食を用意いたします。基本的に食堂での食事とし、季節ごとのメニューや、月１回程度の行事食も取り入れています。

２）入浴介助

原則として週２回実施しています。特別浴・中間浴・一般浴のいずれかをご利用いただけます。

［一般浴］歩行ができる方が対象で、銭湯にあるタイプの大浴槽です。

［中間浴］起立程度ができる方が対象。機械式の浴槽（チェアーインバス）です。

［特別浴］起立や歩行ができない方が対象。機械式の浴槽での入浴となります。

３）排泄介助

身体状況等により、居室へのポータブルトイレの設置やトイレへの誘導・見守り等必要な介助を行います。おむつ利用の方の場合は、1 日 4 回の定時交換（11：00、16：00、20：00、05：00）と、ご希望時やご本人の状況により随時交換をします。おむつの種類は紙おむつ（平形・パンツタイプ)、尿取りパットを使用いたします。

４）健康管理

施設の看護師及び介護職員により健康管理を行っています。日常的な検温、血圧測定、内服薬の管理や健康状態の観察・処置を実施しています。お薬等をお飲みの場合は必要量をお持ち下さい。また、日常的にかかりつけの医療機関等がある場合は事前にお知らせ下さい。

５）日常生活上動作訓練

日常生活を送る上で必要となる生活機能の改善または維持に資するため、日常動作の自立を念頭にした介護を行います。

６）日常生活上の介護

更衣、洗濯、洗面、移動、体位変換、整容等の介助を必要に応じて行います。また、シーツ交換は週 1 回及びご利用毎に実施しています。

7）社会生活上の便宜

必要な教養娯楽設備（カラオケ・新聞・雑誌・大型テレビ等）を整えるとともに、適時レクリエーション、行事等を企画し実施しております。

8）相談及び援助

当施設は、利用者及びご家族からの相談に適切に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

9）送迎

ご利用者の心身の状態、ご家族の事情等を考慮して送迎が必要と認められる場合は送迎いたします。

9．保険給付対象外サービス

1）食費

食材料費及び調理費になります。

2）滞在費

光熱水費になります。

3）理美容費

毎月２回程度、出張による理髪サービスが利用できます。生活相談員又は送迎職員まで申し込んでください。

4）利用者の選定により提供するもの

教養娯楽費（行事参加費・クラブ活動費等）、サービス実施記録のコピー費、日常生活費、外注による食事代等になります。

１０．費用について

別項『１７．利用料金表』にてご説明いたします。費用のお支払いは、月締めとさせていただき、翌月１５日頃に請求書を交付いたします。

費用のお支払い方法

1）金融機関とご契約いただいている方はゆうちょ銀行及び全銀協の集金代行サービスにて徴収いたします。料金の合計額を翌々月４日に引き落とします。
（４日が土・日・祝日の場合は翌営業日といたします。）

例）４月ご利用料　⇒５月１５日前後に請求書を発行、３月利用料領収書発行
⇒６月４日指定口座より自動引き落とし
⇒６月１５日前後に４月利用料領収書発行

2）自動引き落としをご希望されない場合は現金又は指定口座振込にて徴収いたします。料金の合計額を翌月末日までにお支払いください。

１１．非常災害時の対策

別途定める『消防計画』により対応いたします。尚、カーテン等には防災適合品を使用しています。

［防火管理者］ 後藤　直輝

［管轄消防署］ 若葉消防署　大宮出張所

防火設備	・自動火災報知機　・誘導灯　・非常通報装置 ・屋内消火栓　・防火扉　・ガス漏れ警報機 ・スプリンクラー　・非難階段　・防災倉庫（テント、発電機等）

１２．緊急時の対応について

短期入所生活介護等のご利用期間中に病状の急変等、緊急に対応が必要な事態が生じた場合は、原則としてご家族対応をお願いしています。ただし、ご家族による対応が困難な場合は、以下に示す当施設の協力病院又は対応可能な診療科目のある近隣の病院に連絡し必要な対応をいたします。ご希望の医療機関等がある場合は前もってご相談下さい。

千葉南病院 （外科・内科）	【住所】千葉市緑区高田町４０１－５ 【 ☎ 】０４３－２９２－５１１１

１３．当施設利用の際にご留意いただく事項

当施設の短期入所生活介護等は、特別養護老人ホームと同一フロアにあり、身体的、精神的に重度の障害を持った方々がご利用されています。そのような方々の状態に合わせて専門的な介護が提供できる反面、集団生活の場でもあり、生活上の決まりも必要になります。なるべく個別的な対応を尊重してまいりますが、設備、スタッフ数等の制約で個別的な対応が無理な場合もありますので、ご理解の程お願いいたします。

１）面会

面会者は、事前にお電話でご予約の上で面会室等の定められた場所にて面会が可能です。来苑時には手洗い、手指の消毒、検温等にご協力をお願い致します。受付に備付の面会簿に必要事項を記入して下さい（面会時間は 9 時 30 分から 17 時 30 分まで)。但し感染症の流行期などにおいては状況により、面会を中止とさせて頂く場合があります。また、食べ物を持参した際は、お手数ですが職員にその旨をお伝えください。

２）外出・外泊

行き先と帰りの時間を施設に届け出てください。事故防止のため利用者単独での外出は原則として禁止しています。感染症の流行状況やご本人の健康上の理由によりご遠慮いただく場合がございます。

３）居室・設備・器具等の利用

施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。

ご利用になる居室の決定や変更は施設で決定させていただきますのであらかじめご了承下さい。

４）喫煙

喫煙は所定の喫煙コーナーでお願いいたします。居室内やベッド上での喫煙はできませんのでご了承下さい。

５）迷惑行為等

他の利用者の迷惑となるような宗教活動、政治活動、営利活動その他の行為はご遠慮願います。また、無断で他の利用者の居室に立ち入らないようご注意下さい。

６）所持品の持ち込みについて

入所時に必要な所持品は別紙でご案内いたします。家具、ペット、大型テレビ等の持ち込みはできません。その他の物品についてはあらかじめ生活相談員にご相談下さい。

７）ご家族の住所等の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

１４．情報公開について

当施設では利用者やご家族の皆様及び関係者の皆様に施設の運営状況等の情報を窓口での閲覧の方法で公開しております。ご利用の場合は事務所受付にお申し付け下さい。

公開内容	法人関係	法人・施設の名称、住所、事業の種類、施設・設備の状況、財務諸表、監事監査報告書
	施設関係	事業計画書、事業報告書、利用状況、サービス提供状況、職員の体制、利用手続き、利用料等、重要事項説明書　等

１５．苦情の申し立て

社会福祉法第８２条の規定により、本事業所では苦情解決責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努める事と致します。

苦情解決責任者	施設長　　渡辺　繁
苦情解決担当者	生活相談員　　白井　一久
苦情解決第三者委員	社会福祉法人八千代美香会評議員 宮﨑　弘　　［℡］０４７－４８２－８４９８ 小川　英明　　［℡］０４７－４３１－１４２１

※その他、お住まいの市区町村介護保険担当課でも受付いたします。

［苦情申し立てから解決までの流れ］

１）苦情申し立て…担当者に電話・面接・文書・FAX 等により申し出ます。

２）内容の確認……担当者が苦情の申し立て内容について確認をいたします。

３）検討会議……調査確認を行い、必要に応じて検討会議を開きます。

４）話し合い……申立者と施設側での話し合いを行います。

５）解決……再発防止策を検討・実施いたします。

１６.個人情報の保護について

個人情報保護法、その他の関係法令により個人情報利用についての同意書を交わし、同意の内容を遵守した取扱いとします。

１7. サービスの質の確保について

①感染症管理体制の強化について

感染症への対策を基準上明確化し、感染症管理体制の徹底を図ります。

②介護事故に対する安全管理体制の強化について

介護事故への対策を基準上明確化し、安全管理体制の確保に努めます。

③身体拘束廃止に向けた取組みの強化について

身体拘束については、原則として行わず、例外的に行う場合においても理由等の記録を整備します。

１8. 利用料金表

１）基本料金　日額計算（円/日）

介護度	施設サービス費	介護職員処遇改善加算 Ⅰロ （×0.176）	金額 ① １割負担 ② ２割負担 ③ ３割負担
要支援１	４５１単位／日	７９単位／日	①　５７４円 ②　１１４８円 ③　１７２２円
要支援２	５６１単位／日	９９単位／日	①　７１５円 ②　１４３０円 ③　２１４４円
要介護１	６０３単位／日	１０６単位／日	①　７６８円 ②　１５３６円 ③　２３０４円
要介護２	６７２単位／日	１１８単位／日	①　８５６円 ②　１７１１円 ③　２５６７円
要介護３	７４５単位／日	１３１単位／日	①　９４９円 ②　１８９７円 ③　２８４６円
要介護４	８１５単位／日	１４３単位／日	①　１０３８円 ②　２０７５円 ③　３１１３円
要介護５	８８４単位／日	１５６単位／日	①　１１２６円 ②　２２５３円 ③　３３７９円

２）各種加算

①日額計算（円/日）

加算名	単位数	介護職員処遇改善加算 Ⅰロ （×0.176）	金額 ①１割負担 ②２割負担 ③３割負担
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	２２単位／日	４単位／日	①　２８円 ②　５６円 ③　８５円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	１８単位／日	３単位／日	①　２３円 ②　４６円 ③　６８円
夜勤職員配置 加算（Ⅰ）	１３単位／日	２単位／日	①　１６円 ②　３３円 ③　４９円
看護体制加算（Ⅰ）	４単位／日	１単位／日	①　５円 ②　１１円 ③　１６円
看護体制加算（Ⅱ）	８単位／日	１単位／日	①　１０円 ②　２０円 ③　２９円
看護体制加算 （Ⅲ）イ	１２単位/日	２単位／日	①　１５円 ②　３０円 ③　４６円
看護体制加算 （Ⅳ）イ	２３単位/日	４単位／日	①　２９円 ②　５９円 ③　８８円
緊急短期入所 受け入れ加算	９０単位／日	１６単位／日	①　１１５円 ②　２３０円 ③　３４４円
送迎加算	１８４単位／日	３２単位／日	①　２３４円 ②　４６８円 ③　７０２円
３０日超過減算	－３０単位／日	０単位／日	①　－３３円 ②　－６５円 ③　－９８円
６０日超過減算	－３０単位／日	０単位／日	①　－３３円 ②　－６５円 ③　－９８円

②月額計算（円／月）

加算名	単位数		金額

		介護職員処遇改善加算 Ⅰロ （×0.176）	① １割負担 ② ２割負担 ③ ３割負担
口腔連携強化加算	５０単位／月	９単位／月	①　６４円 ②　１２８円 ③　１９２円
生産性向上推進 体制加算（Ⅰ）	１００単位／月	１８単位／月	①　１２８円 ②　２５６円 ③　３８３円
生産性向上推進 体制加算（Ⅱ）	１０単位／月	２単位／月	①　１３円 ②　２６円 ③　３９円

介護職員処遇改善改善加算（Ⅰロ）	各所定単位数の１７６／１０００ （小数点以下は四捨五入）	―

３３）食費及び居住費

〔多床室〕

各段階	食費	居住費（滞在費）
4	１７５０円／日	１１２０円／日
3-2	１３６０円／日	５３０円／日
3-1	１０３０円／日	４３０円／日
2	６００円／日	４３０円／日
1	３００円／日	０円／日

（食費内訳　朝食４００円、昼食７５０円、夕食６００円）

［各段階の解説］

第１段階……生活保護受給者。

世帯全体が市町村民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の方。

預貯金等…単身１０００万円以下　夫婦２０００万円以下

第２段階……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が８２．６５万円以下の方。

預貯金等…単身６５０万円以下　夫婦１６５０万円以下

第３段階①……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が８２．６５万円超１２０万円以下の方。

預貯金等…単身５５０万円以下　夫婦１５５０万円以下

第３段階②……市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が１２０万円超の方。

預貯金等…単身５００万円以下　夫婦１５００万円以下

第４段階……上記のいずれにも当てはまらない方。

【特記事項】

①配偶者の所得

世帯分離していても配偶者の所得を勘案。

②非課税年金

第２段階と第３段階は年金収入額及び合計所得金額の合計額の他、遺族年金及び障害年金といった非課税年金額も含む。

４）厚生労働大臣が定める１単位の単価

千葉市は三級地の取り扱いとなり、１単位は 10.83 円となります。

注１）上記［加算内容］の　　が現在の加算実施状況です。

注２）各種加算は職員体制やサービスの実施状況など、一定の要件により変わってきます。

注３）第１段階から第３段階該当者の食費で、利用期間中に１食ないし２食の日がある場合は、第４段階に示した１食あたりの単価合計額と各段階の金額を比較し、少ない方の金額となります。

注４）介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、サービス利用料の１０割分を全額支払って頂きます。サービス提供証明書を発行致しますので、後日、お住まいの市町村介護保険担当課に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

注５）おむつ・洗濯代金は上記の料金に含まれています。

５）その他

項目		金額
理美容費	１回	実費
教養娯楽費 （行事参加費、クラブ活動費など）		実費
記録や資料などの複写物	１枚あたり	１０円
日用品費		
歯ブラシ	１本	１００円
義歯用歯ブラシ	１本	２００円
歯磨き粉	１個	２２５円
舌クリーナー	１本	１００円
ＢＯＸティッシュ	１箱	１００円
入れ歯ケース	１個	１００円
入れ歯洗浄剤	１回	１５円
水分補給ゼリー	１本	１００円
ＴＶ設置代金（電気代）	１日	３０円
アルカリ乾電池（単１）	１本	１８０円
アルカリ乾電池（単２）	１本	１３５円
アルカリ乾電池（単３）	１本	５５円
アルカリ乾電池（単４）	１本	５５円

注１）他の日用品に関しましては、購入にかかった費用を負担していただきます。

重要事項説明書の同意書

令和　　年　　月　　日

ちば美香苑ショートステイサービスを利用するにあたり、ご利用者に対して、本書面にて重要事項について説明しました。

事業者　　［事業者名称］　社会福祉法人　八千代美香会
［施設名称］　ちば美香苑ショートステイサービス
［指定番号］　千葉県知事指定　第１２７０４００２７６号
［施設所在地］　千葉市若葉区佐和町３２２番地８８
［代表者氏名］　理事長　　綱島　照雄　　㊞

［説明者氏名］　　㊞

私は、ちば美香苑ショートステイサービスを利用するにあたり、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、これに同意しました。

利用者　　［氏名］　　㊞

利用者
代理人　　［氏名］　　㊞

（続柄　　）